

令和8年3月定例会 一般質問 福岡憲宏議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

「随意契約」

○福岡憲宏 改めまして、皆様おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

本日3月17日、実は私誕生日なんです。ありがとうございます。誕生日にふさわしいはっきりとした切れのよい答弁を期待しております。

本日は、市民の財産と命を守るというテーマで一般質問をさせていただきます。

財産を守るということは、皆さんの税金を守るということになります。税金を守るということは、当然支出に関して疑いがないようにしていくということです。

契約の透明性、今回は随意契約についてお話をさせていただきます。

随意契約についてですが、私が随意契約に対して否定的ということではございません。当然必要でございます。例えば、災害が起きたとき、修繕していかなければなりません。これが何か壊れたとき、当然緊急に修繕が必要でしょう。さらには、継続して何かを行っていくとき、さらにはPC関係であったり、高度な技術を要するもの、こういったものに関して随意契約は必要です。そして、合理性も分かります。

しかしながら、あくまで随意契約というのは例外なんです。原則は競争入札、これで行わなければなりません。なぜなら、皆さんの税金を使って、この物、1本ずつが全て買われるからなんです。競争原理が働くことによって価格というのは安定する、適正価格になると思います。さらに、品質は向上していく。そして、一般競争入札をすることによって透明性というものが非常に皆さんにクリアになるというふうに考えられます。

一方で、随意契約、この随意契約は競争原理が働いておりません。だからこそ、より丁寧な説明責任が果たさなければならないと私は考えております。

これ今別に抽象的な話をしているわけではないんですよ。過去のお話をさせていただくと、皆さん、覚えてらっしゃるかどうかわれませんが、平成28年香芝市一般廃棄物収集運搬委託事業公金差止め等の請求事件というのがございました。これ内容をお話しさせていただくと、平成28年1月27日にプロポーザルに対して指名業者を行いました、通知を送りました。そして、2月10日には締切り。僅か2週間程度ですね。そして、2月15日にはもう審査が開始され、3月1日から業務が開始するという非常に短い期間で行われました。

これ裁判所で判断されたんですが、あくまで刑事裁判ではございません、民事裁判です。この民事裁判で話されたことは、既に業者が内定していたのではないかと類推されると、このような表現だったわけなんです。

金額のお話をさせていただくと、これ2億円の事業の委託でした。その中で3,800万円が香芝市に返還というふうな命令が出されました。単純計算ですが、2億円の事業に対して3,800万円が不当利得であるというふうな裁判所の判例が出たわけです。ごみの委託事業に關しまして約19%の利益があると裁判所が判断したと言っても過言ではないでしょう。19%が不当に利得があったというふうに判断されたわけなんです。

何度もお話ししますが、これは別に刑事裁判ではないんです。民事裁判なんです。だから、すごく大きな何か決定的な証拠があったというわけではなく、委託の期間が短く、委託の内容、そういったことが総合的に判断されて、不自然であるというふうに判決が出ているわけなんです。

ここで問われていることは、違法という話ではなくて、公平であったか、不正ではなかったのか、あるいはしっかりと透明性が確保されたのか、これが問われたのではないかというふうに思います。

行政は、疑われる余地がないような仕組みをつくっていかねばなりません。例えば、こちらに不正の意図がなかったとしても、自然にそう見えてしまえば駄目なんです。

先日、私がここで質問させていただいたとき、随意契約の話させていただいたときに、随意契約で80万円から150万円に上へ上げられたんですよ。これ全然知らなかったんで、やりよったな、香芝市と。わざとそういうふうにしたんかというふうに思ったんですが、しっかり確認してみると、国の基準が上がったから、それに合わせてあげていったんだというお話であったんですよ。説明をしっかりと聞けば、なるほどなと納得できる。でも、説明がなければそういうふう疑ってしまう、こういうことが起こってるんですよ。

随意契約をずっとしてると、その業者が一番詳しいからであるとか、その業者に任せたら安心だというふうな固定概念が生まれてしまうんですよ。でも、本当にそれが市民にとっていいことなんでしょうかと。もしかして、それ競争入札したら、もっと安くできたかもしれない、もっと品質が高かったものがあったかもしれないという、そういう可能性を捨ててしまってるわけなんです。だからこそ、私は競争入札、競争の原理が働く場こそが一番説明責任が果たされる場だというふうに私は感じております。

ここで、お伺いしたいと思います。

地元企業の育成もしていかなければなりません。地元企業の育成と価格帯のバランス、それについて香芝市の基本的な考えをお伺いすることを壇上での質問とさせていただきます。

○総務部次長 失礼いたします。地元業者育成の方針ということでございますけれども、競争入札に参加させる者の選定に当たりましては、香芝市建設工事等請負業者選定基準要綱により、市内業者を優先して行うものとしておりますが、実績、信用度、手持ち工事等の状況、過去の成績等についても総合的に考慮しております。

随意契約の締結に際しましては、業務内容に応じて透明性、競争性、公正性及び経済性を確保しつつ、同様の観点から相手方を選定しております。

地方自治法及び地方自治法施行令により、限定的に認められた随意契約の要件につきましては、香芝市随意契約ガイドラインに則して厳格に判断しております。

以上です。

○**福岡憲宏** 市内の業者も優先というのは当然大切なことだと思います。それとともに、競争力を高めていくという支援、それも必要だというふうに考えますが、何かその支援、具体的な方法、競争力を高めるための方法っていうのはあるんでしょうか。

○**総務部次長** 失礼いたします。現在におけます本市の基本的な考え方といたしましては、単に地元業者を優遇して事業の請負や受託の機会を与えようとするのではなく、地元業者を育成して競争力を高める手法の一つとして、優先的に競争入札に参加することができるものとしていること、また競争力が向上した結果として、地元事業者による事業の請負や受託の機会を増加させていくことが望ましいと考えております。

そのような考え方の中で、例えば市内事業者の育成と競争力の向上を目的として、その入札参加機会を増やすため、工事規模に応じた等級区分の見直しや実績要件の緩和を行ってございます。また、建設工事成績評定制度を導入し、優良な施工実績を持つ業者を適正に評価することで、市内業者の技術力向上を促しております。

今後は、小規模工事の分離発注や共同企業体、いわゆるJVでございますが、方式の活用なども積極的に検討し、市内業者の競争力の向上を図るために工夫した取組を実施していく予定でございます。

○**福岡憲宏** JVなどの工夫ですね。よろしく願いいたします。

不調や不落というものが続くと、工事や業務の開始が遅れて市民サービスの低下につながるというふうに考えられます。予算委員会でも、これは議論があったと思いますけども、件数までの答弁がなかったんで、改めてここで伺いいたします。

令和7年度の現状と件数、その影響についてどのように認識しているかを教えてください。

○**総務部次長** 失礼いたします。令和7年度において入札が不落となったものは、物品役務で13件、不調となったものは工事で4件、建設コンサルタント等の業務で11件、そのうち指名競争において参加者が2者未満となったのは9件、物品役務で15件、そのうち手続の不備は7件でございました。

入札の不落または不調が続きますと、行政サービスの提供の時期が遅れることが懸念されるところでございますが、さらに事業実施時期の遅れに併せまして物価が高騰するかなれば、結果的に歳出が増大いたします。

なお、他の自治体におきましても、本市と同様に入札の不落や不調の傾向が見受けられ、全国的な課題であると認識しております。

○**福岡憲宏** 別に他市のことは今聞いてないんですけども、また議長、止めていただいたらと思います。

不調や不落っていうのは、まあまああるなというふうに感じたんですけども、これ随契と

なるとサービスは下がって支出が増えるというふうなことが出てきますよねと。不調、不落を最小化するために、金額というのは当然査定というのはあるんでしょうけども、それ以外を取組というのを教えていただきたいと思ひますし、またそれをした後、随契に切り替えていくというふうなこともあるのか、その辺も併せて教えてください。

○総務部次長 失礼いたします。入札の結果、不調や不落となった場合は、事業の工期を見直し、仕様を変更する等の工夫をするなどして、なるべく現有予算で対応するため、方法を模索し、事業の進捗に影響が生じないようにしております。

また、不調や不落となった後は、再度入札に付すことを原則としておりますが、競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないときは、予定価格や品質等の契約に必要な条件につきまして、契約保証金及び履行期限を除き、変更することなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約を締結する場合がございます。

○福岡憲宏 では、随意契約自体の妥当性と公開というお話をさせていただいた場合、随意契約でまず気になるのは期間が長いものなんですよ。長期継続契約における価格の見直しについて、例えばですが機械警備業務などっていうのは、これは長期継続契約で随意契約してますよねと。これ5年、10年と同一の業者が続く中で、価格の妥当性の検証であったり、定期的な見直しの仕組みというのがあるのか、その辺を教えてください。

○総務部次長 失礼いたします。長期継続契約につきましては、機器の保証期間や技術的な継続性を考慮し、5年程度の契約期間を設定することとしております。

価格の妥当性につきましては、契約を更新する際に3者以上の者から有効な見積書を徴取して、契約金額の妥当性を確認しております。

また、機器の耐用年数が6年程度であることから、複数施設を取りまとめ、一般競争に切り替えて契約の相手方を選定することを原則としております。

以上です。

○福岡憲宏 今は、例えば機械警備のお話をさせていただきましたけども、この長期契約っていうのはほかにもたくさんあると思うんですよ。今お話ししていただいたみたいに、切り替えられるものは一般競争入札に切り替えていただきたいなというふうに思うわけです。

では、情報公開の現状ということなんですが、入札の場合、落札の結果とかっていうのは全部公表されてますよねと。でも、随意契約って公表されてないように思うんですけども、それは今、随意契約の公開、公表というのはどのようになっているんでしょうか。

○総務部次長 失礼いたします。本市では、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律に基づきまして、一定金額以上の工事契約につきましては、競争入札による契約であると、随意契約であるとを問わず、契約の相手方、契約金額、契約日、随意契約理由などの情報を窓口で公表してございます。

ただし、随意契約につきましては、競争入札による契約の例において示すような予定価格や見積書を提出した事業者数などの詳細な情報は、現状においては公表してございません。

○福岡憲宏 そうですね。窓口で公表してるといっても、あとは開示請求とかをかけていってある程度分かるというふうな、一般的にそちらから請求する、公表するというよりは、こちらがアクセスしていったら多少見れるという、こういう感じなんですよ。

ここの部分に対して、疑問が出てくるわけなんです。開示請求したら分かるんですけど、競争入札が可能だったにもかかわらず随意契約したのかなというふうな疑惑、これは12月議会で私は一般質問させていただきました。さらには、議会からの監査でリストというのが出てました。このリストっていうのを見させていただいた場合、ほとんどが実質的には同一業者が行ってるような状態だったんですよ。

じゃあ、この特定業者、今12月議会ではなくて特定業者という話なんです、特定業者への契約集中というのはどのような理由でそういうふうなものが起こるのか。同じ業者ばかりが選ばれることがあるのかというのを教えてください。

○総務部次長 失礼いたします。特定の事業者に対する契約の集中といった状況の存否につきましては、その具体的な契約の内容が明らかでないことからお答えすることは困難でございますが、一般的にそのように見られかねない状況が発生する理由としましては、3点ございまして、1つ目、専門性の高い設備の保守点検に係る業務等の技術的に対応することができる事業者に限られる場合、2つ目、緊急性を要する修繕工事であって、地理的に近く、即座に対応できる事業者を選定する必要がある場合、3つ目、過去の施工実績や過去に設置した設備に対する十分な理解が求められる業務等といった過去に契約した事業の継続性を必要とする場合等が考えられてございます。先ほど福岡議員がお述べになられたものと同じかと思えます。

○福岡憲宏 そうですね。ただ、12月議会でお話をさせていただいた机の購入というのが今この話の1、2、3にどれにも当てはまらないというふうには私は感じるわけなんです、今個別の話ではなくて、あくまで一般論と。全体的なお話をさせていただいてる最中でございます。

そして、なぜこのようなことが起こるのかっていうのと、チェック機能が弱いから起こるのではないのかなというふうに思うわけです。

では、そのチェック機能の体制ということに対して、随意契約を選択する際の判断プロセス、これは内部決裁だけで決定してますよね。だから、改めて随意契約の場合のプロセス、この決定プロセスやチェック体制ということについて伺います。よろしく申し上げます。

○総務部次長 失礼いたします。決裁につきましては、香芝市事務決裁規程に基づき取り扱っております。予定価格が高額である場合には、同規程により定められました部、課、室長の合議が必要でございまして、より多くの職員により随意契約が適切なものかを審査する仕組みとさせていただいております。

○福岡憲宏 例えばですが、工事なんかの場合だったら、香芝市建設工事等請負業者選定委員会、こういったものがあると思います。でも、私の記憶では、これも副市長がトップだっ

たような気がしてます。これも基本的には内部の組織ということになってますよね。

じゃあ、例えば何かを買った、何か事業をした、それに対する外部の監査というものは、監査委員の監査だけになるのかなというふうに思うわけです。そのことから、私自身は第三者委員会の第三者のチェック機能、そういったものが必要ではないのかなというふうに感じております。

これまたほかの自治体の話ですが、一定金額以上の随意契約に対しまして外部有識者を含む随意契約審査会などを設置して、事前または事後に審査を行っているという例があるようでございます。本市でもこのような仕組みの導入を検討してみてもどうかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部次長 失礼いたします。本市では、外部有識者を含む随意契約審査会に相当する機関は設置してございません。また、随意契約をする際は、原則として3者以上の者から有効な見積書を徴収して契約金額の妥当性を確認しており、一定の競争性も働いているものと思料してございます。

一方で、随意契約のさらなる適正化に向けて、ご指摘の外部有識者を含む随意契約審査会のような機関の設置についても引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○福岡憲宏 今3者で見積りを取って競争性が働いているというふうなお話をさせていただきましたけども、それでも公開してないですよ、その3者に関しては。じゃあ、競争性がそこで働くということまでは、私は担保されないのかなというふうに思います。

ただ、今最後次長がおっしゃったみたいに、外部の委員会、随意契約の審査会等の検討というのをまたいろいろ見ていただいたらというふうにお願いたします。

これこの少額の契約というのはともかくとして、一定の金額以上、高い金額のものに関しては、内部だけで完結するべきではないというふうに私は思います。これから、人口減少があったり、社会保障が増大していきます。厳しい時代になっていきますと。だからこそ、一件たりとも疑念を抱かせない仕組みというふうなものが求められてるというふうに思います。

随意契約は必要でございます。しかし、必要だからこそ慎重でなければならないと。競争入札、これは手間がかかります。でも、その手間だからこそ市民の信頼に応え、支える土台になるというふうに思います。随意契約の透明性向上のために、可能なものから競争入札へ移行していく方針というのを明確に打ち出し、疑われない行政から一歩進み、疑う余地のない行政へと、その覚悟を示すことが市民の信頼をより強固にするものだと思っております。

問題が起きてから見直すのではなく、問題が起きないように先手を打つ。特に、高額な案件に対しましては、全庁的な棚卸しを行うべきということを提案いたしまして、このテーマを終わります。

「駅前高度化に対応した命を守る都市機能の整備」

○福岡憲宏 次に、駅前の高度化に対応した命を守る都市機能の整備についてであります。

現在、本市では駅前周辺の土地利用の高度化を進めるために、高さ制限の緩和など都市機能の強化が検討・推進されております。駅前に人を呼び込み、にぎわいを生み出し、まちの価値を高めていくという方向性そのものには、人口減少時代における都市政策として一定の意義があるものと考えます。

しかしながら、都市が高度化し、建物が高層化していくほど、それに対する安全インフラや医療体制も同時に整備されなければ、市民の命を守るという行政の基本的責務を十分に果たすことはできません。駅前に高層建築物が増加した場合、火災や救助事案の対応能力については検証が必要です。さらに、高層住宅が増え、人口が集中すれば、救急搬送の需要も確実に増加していきます。

都市政策として、駅前の高度利用を進めるのであれば、消防救急体制、救急搬送体制、そして受皿となる医療体制までを含めて、命を守る都市機能が本当に十分なのかを同時に検証していく必要があると考えます。

そこで、消防救急体制と地域医療の観点から数点お伺いいたします。

駅前における建物、建築物の高さ、現行の31メートルから45メートルまで緩和する方針が示されましたが、現在保有するはしご車、これは45メートルまで届かなかったと私は記憶しているんですが、ご質問いたします。

奈良県広域消防組合が運用しているこのはしご車の最大の高さ、何メートルですか。それと共に、何台所有してるかを教えてください。

○危機管理監 ご質問にお答えさせていただきます。

はしご自動車の配備につきましては、令和6年9月に策定した第一次香芝市都市計画再編基本方針に基づきまして、市として近鉄大阪線五位堂駅周辺における建築物の高さ制限の緩和を含めた都市計画の見直しを実施するに当たって、奈良県広域消防組合と情報を共有しております。

奈良県広域消防組合といたしましては、令和8年2月26日現在で計5台のはしご自動車を保有しており、最長で38メートルでございます。

以上でございます。

○福岡憲宏 38メートルなんですね。

じゃあ、そのはしご車が保管されてるといふか、一番配置されてる場所っていうのはどこにあつて、例えば近鉄五位堂駅まではどれぐらいの時間で到着できるのかを教えてください。

○危機管理監 お答えさせていただきます。

現時点におきまして、38メートルのはしご自動車が配備されているのは、西和消防署であります。西和消防署から近鉄大阪線五位堂駅周辺までの到着に要する時間は、約10分ござ

います。

なお、平成17年2月までは15メートルのはしご自動車を香芝消防署に配備しておりましたが、従前からの予定として、平成17年2月に車両の更新があり、現在は30メートルのはしご自動車が配備されております。

以上でございます。

○福岡憲宏 現在は30メートルがここにあつて、31メートルまでの高さ、ぎりぎり間に合いますよねと。でも、これからはしご車が38メートルまでしか届かなくて、45メートルが最大の建物だと。じゃあ、仮に最上階で火災があった場合、外部からはこれは入れないですよ、届かないですもん。じゃあ、中には多分スプリンクラーとかはあると思うんですが、実際に45メートルの最上階で火災が起きた場合は、どのように対応するのかを教えてください。

○危機管理監 お答えさせていただきます。

建築物の外部からの消火活動が困難な高層階での火災に対しましては、内部からの進入による消火活動が行われることが一般的でございます。

なお、31メートルを超える建築物につきましては、建築基準法の規定により非常用の昇降機、非常用エレベーターのことで、建築基準法施行令の規定により排煙設備、11階以上の建築物には、消防法施行令の規定によりスプリンクラー設備及び自動火災報知設備を設置することが義務づけられております。

以上でございます。

○福岡憲宏 分かりました。

取りあえず、外部からは進入が無理で、内部から入っていくということで、非常に命の危険があるというふうなことにはなりますよね。

はしご車、僕のイメージですけど、非常に車幅が取って大きいんですよ、かなり長さもあつてと。旋回にもいろいろ必要なスペースが十分に必要だと思うんですが、そこに進入していく道路幅だったりとか、活動するスペースというのが必要だと思うんですが、このスペースの確保というのはどのようになっているのでしょうか。

○危機管理監 お答えさせていただきます。

自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為をしようとする場合は、都市計画法第33条第1項第2項の規定により、火災を含めた災害の防止上の支障がないような規模及び構造で、道路、公園、広場、その他の公共の用に供する空地が配置されている等の必要があることから、はしご自動車を停車するための場所の確保につきましては、支障が生じないものと思料します。

なお、火災を含めた災害の防止上の支障がないことについては、あらかじめ香芝市開発指導要綱に基づき、消防署長へ、奈良県広域消防組合ですけど、事業主より奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規程第4条に基づく開発行為に伴う協議依頼書を提出し、第5号様式により同意を求めています。

以上でございます。

○**福岡憲宏** その開発するときに同意を求めて、その空き地っていうんですか、何かそういったスペースを確保するというふうなことを事前に協議するという形なんですね。

ここは、市長に対しまして、質問というよりただお願いなんですけども、都市政策と防災っていうのは当然セットになってくると思うんです。高さ制限で利益を得るというのは、明らかにディベロッパーなわけですよ。そうなったときに、防災協力金であったりとか開発の負担金、もしくは今言ってたような活動用のスペース、そういったものをできるだけ広げてほしいというふうなこと、こういうのは高層建築の受益者負担になるのかなとは思いますが、そういったことはしっかりと検討していただきたいと思います。

さらには、広域消防の組合に対しまして、はしご車、これその1台だけがそこにある状態では届かないことがあるわけですよ。だからこそ、広域消防に対しても、さらなるはしご車を買って行ってほしいというふうな要望の活動だけをお願いいたします。質問ではないので、ただのお願いでございます。

次に、医療体制についてご質問をさせていただきます。

まずは、西真美地区に建設されている病院の詳細を教えてください。

○**健康福祉部長** 現在、西真美地区に整備が進められている途中の病院の建物につきましては、現在の社会医療法人高清会が運営する香芝旭ヶ丘病院の移転先であり、令和8年5月1日に香芝高清会病院として開院される予定でございます。病床数は99床であり、診療科目といたしましては、整形外科、内科、消化器内科、消化器外科、リウマチ科、循環器内科、脳神経外科、ペインクリニックを含む麻酔科、泌尿器科等がございます。また、社会医療法人高清会香芝旭ヶ丘病院と同じく、救急告示病院に指定される予定でございます、救急の受入れも行われる予定でございます。

以上です。

○**福岡憲宏** 救急の受入れもあるということになりますと、交通量というのがかなり増えるというふうに予測されます。

病院を皆さんイメージしていただきたいんですが、病院がありまして、今建設中の病院の南西部分の交差点、ここに車両用の歩道乗上げの防止、ガードパイプ、これがあるわけなんです、これ先日見たらめっちゃくちゃへこんでる場所がありました。これは、明らかに事故があったわけなんです、これお聞きしたら、時間は夕方時間帯で、車がそこに突入していったというふうなことがあったそうです。これ当然そのガードパイプがなかったら、車は乗上げて非常に危ない状況でした。

ここで、西真美地区の現在建設中の病院の周辺の道路環境についてお伺いいたします。

病院の西側出入口、そして南側にも出口があるというふうに自治会には説明がございました。この病院の北側にはスーパーもあります。人通りも多いです。当然車の往来も多いです。そして、通学路にもなっていて、安全確保っていうのは非常に重要だと思いますが、この周辺道路について、市はどのように考えているのか、教えてください。

○**都市創造部次長** 香芝高清会病院として開院予定の場所付近の道路につきましては、中

和幹線と市道8-16線が交差する西真美三丁目交差点の南側の市道の北進車線におきまして、右折専用車線がないため、南側から北進して同交差点に進入して右折しようとする車両が、その交差点内やその直前で停車することとなった場合におきましては、当該車両に後続し、直進し、または左折しようとする車両の進路を阻害する状況が生じまして、特に朝夕の通勤通学時間帯における渋滞の原因となっているものと認識してございます。

また、同交差点の中和幹線を横断する横断歩道では、多くの小学生が通学のために利用しておりまして、そのため信号待ちをする際におきましては、歩道からはみ出してしまうような状況もあるものと認識しております。

以上でございます。

○福岡憲宏 あの交差点、おっしゃるように通学路で非常にその時間帯だけですけども、子供たち、小学生、そして高校生、中学生が一斉に集まる。そして、今は工事もされてるんで、工事現場の人たちも集まってくると。非常に人が多い朝の時間帯になってます。

樋口次長は、朝もわざわざ7時台に見に来てくださって、交通の状況も見に来てくださったからよく分かってらっしゃると思いますけども、渋滞を解消するという計画自体はあるんでしょうか。

○都市創造部次長 中和幹線と市道8-16線が交差する西真美三丁目交差点の南側の市道の北進車線におきまして、右折専用車線相当の幅員を確保いたしまして、右折車両が直進車両及び左折車両の進行を阻害する状況を改善し、渋滞の解消を図る方針でございます。

以上でございます。

○福岡憲宏 実は、今言ってた交差点、今南側のお話をしてくださってましたが、北側のところも朝はその右折で渋滞するわけなんです。今それができることによって、何かまた改善されるかもしれませんし、さらにはもっと南側、セブーンイレブンがあるところなんですけども、あこは右折レーンがあるんですが、すみれ野から西真美に対して直進の車が非常に多い。中和幹線に出る車が非常に多いんで、右折レーンがあっても実は右折がほぼできないような状況が起こっていることも事実なんです。これは、また見ていただくか、これがまた解消されて何か変わるかもしれませんし、またそれはその状況によって、またいろいろ変えていただきたいなというふうに思います。

では、お伺いしたいんですが、先ほど通学路の話をしてましたが、この通学路の安全確保というのはどのようにしていくんでしょうか。

○都市創造部次長 西真美三丁目交差点の通学路の安全対策といたしましては、奈良県が管理する中和幹線の部分につきましては、本市からの要望により、奈良県により児童をはじめとする歩行者の信号待ちのための滞留スペースを十分に確保すべく、北側の歩道の植栽や車道の導流帯、いわゆるゼブラゾーンを撤去いたしまして、歩道部分を拡幅する計画であるとの情報提供を受けております。

また、本市が管理する同交差点の南側の市道部分におきましては、右折専用車線相当の幅員を確保するに当たりまして、両側の歩道の植栽を撤去するなどして、歩道の幅員が狭くな

らないように工夫していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○福岡憲宏 じゃあ、その対応をよろしく願いいたします。

それで、また見ていただいて、いや、これは問題があるなというふうになれば、またいろんな改善策を、また自治会からも要望いたしますし、皆さんと一緒に改善していただければと思います。そして、お時間があれば、部長もまた見に来ていただければ、いろいろ気づく点があるかもしれませんので、よろしく願いいたします。

では、次に行かせていただきます。

近年、日本全体で人口構造が大きく変化し、とりわけ高齢化の進展に伴い、医療需要の内容も変わっていつてますと。医療機関の病床数というのが問題になってるんで、ここで確認をしたいと思いますが、平成25年時、市内の入院受入れ可能な病床数というのはどれぐらいあったんでしょうか。教えてください。

○健康福祉部長 平成25年時点では、737床でございます。

○福岡憲宏 では、現在は何床でしょうか。

○健康福祉部長 現在は654床でございます。

以上です。

○福岡憲宏 1つ病院がなくなったわけなんですけど、その病院の分があったんですが、それが多分振り分けられたと思うんですが、それはどのように配分されたんでしょうか。

○健康福祉部長 医療法人気象会東朋香芝病院の病床数は288床でございます。閉院に伴う対応としまして、奈良県におきまして中和保健医療圏で公募し、奈良県医療審議会の審議を経て、社会医療法人平成記念会平成まほろば病院に47床、医療法人藤井会香芝生喜病院に241床が配分されております。

以上です。

○福岡憲宏 平成25年当時、本市だけで考えた場合、737あったのが現在654と、約10%以上減っているというふうな状況なんですね。この病院があった頃よりも現在のほうが入院できる数が減っているわけ、不足している、数だけ読めば不足してるんですが、この減少分の医療需要というのは吸収できてるんでしょうか。

○健康福祉部長 奈良県ホームページに公開されております情報を基に算出いたしますと、本市の入院施設の令和5年度実績の病床稼働率は全体の64.5%ないし83.4%で占めており、飽和状態ではないため、必ずしも入院しにくい状況ではないと考えられます。

以上です。

○福岡憲宏 では、次は救急体制のほうからも考えていきます。

まずは、過去数年間の香芝市の救急搬送人数というのを教えてください。

○危機管理監 お答えさせていただきます。

本市内での救急出動件数につきましては、令和7年では4,487件、令和6年では4,320件、令和5年では4,265件であります。搬送人員につきましては、令和7年では4,162人、令和6

年では4,033人、令和5年では3,896人となっております。

以上でございます。

○福岡憲宏 令和5年で3,800人台だったものが今、令和7年で4,100人と増加していつているというふうなことでございますね。

じゃあ、それらの中に救急搬送困難事案というのは何件あったんでしょうか。

○危機管理監 お答えさせていただきます。

救急搬送が困難であった事案につきましては、救急隊による医療機関への受入れ照会回数が4回以上かつ現場滞在時間が30分以上の事案として、奈良県広域消防本部から総務省消防庁へ報告を行ったものを基礎としております。本市内での救急出動件数のうち、令和7年は164件、令和6年は163件、令和5年は196件となっております。

以上でございます。

○福岡憲宏 令和5年だけ多いのは何かあるんでしょうか。

○危機管理監 令和5年における件数が多いのは、新型コロナウイルス感染症の影響によるものでございます。

以上でございます。

○福岡憲宏 そうしましたら、大体年間160件ぐらいというのが搬送困難であるという状況。そして、ざっくり160件で4,000人が運ばれているということは、割り算をしたとしたら、大体4%ぐらいが困難な案件であるというふうになりますね。この割合、多いか少ないかというのはちょっと分からないですけども、少しでも減るということを、そういう体制をつくっていただきたいというふうに思います。

そして、たしかグランドデザイン、広域消防がつくったグランドデザインにおいては、香芝署の救急車というのが2台から3台に増加したと思うんですけども、今後これからの救急搬送人員の推移というのはどのような予測というか、見込みがあるんでしょうか。

○危機管理監 お答えさせていただきます。

令和4年11月時点における奈良県広域消防組合による推計では、本市における救急搬送人員数は、令和17年に4,020人、令和27年には4,142人と増加の見込みとなっていましたが、令和7年4,162人と推計を既に超えており、今後も増加するものと考えております。

以上でございます。

○福岡憲宏 広域消防のお話がメインになるかとは思いますが、香芝市における病床数のお話を私はさせていただいておりますので、必要だと思って確認を取らせていただいております。広域消防の内容にもかかわらずお答えいただきまして、誠にありがとうございました。

香芝市においては、これから、今分かったように病床数というのは必要になってくるわけなんですよね。でも、そうなったら本当に余裕があるというふうな状況なのかということを考えていかなければなりません。もちろん単純に病床数の過多だけで医療体制を評価するのではないんですが、重要なのはそれぞれの病床数がどのような機能を担っているのか、機

能区分のバランスであるというふうに思います。

お伺いします。

現在、本市及び周辺医療圏における病床数の機能の区分、そして充実のバランスというの
はどのようになってるのかを教えてください。

○健康福祉部長 病床の機能の区分につきましては、高度急性期、急性期、回復期、慢性期
というふうに分けられますが、これにつきましては奈良県が奈良県地域医療構想に基づき
まして保健医療圏ごとに目標値を設定し、管理してございます。

奈良県が公開している資料におきましては、令和7年度の中和保健医療圏における機能
ごとの病床数につきましては、回復期機能がやや少ない状態でございます。

以上です。

○福岡憲宏 回復期機能がやや少ないという状況ですね。分かりました。

本市の今後の高齢者の人口推移というものがどのようにになると予測しているの
でしょうか。また、その入院の需要に対してどのように考えているのかを教えてください。

○健康福祉部長 本市の第5次香芝市総合計画中期基本計画の香芝市人口ビジョンにお
ける推計では、令和17年に総人口7万7,129人で、内65歳以上の高齢者人口は2万2,461人、
高齢化率は29.1%に増加すると予測しております。本市の高齢者数は、令和27年頃まで増加
すると見込まれておりまして、3人に1人が高齢者となり、医療や介護の需要の増加が見込ま
れると考えております。

以上です。

○福岡憲宏 人口自体は、そんなに大きくは減らない。そして、その中で高齢者の割合が上
昇していくということは、この人口減よりも医療需要というのが影響が大きいと考えられ
ますよね。

そんな中で病床数が増えていない。高齢者人口の増加に伴い、介護を必要とされる数は今
後さらに増えていくと思われませんが、高齢化の進展に伴い、要介護者を支えるための体制と
いうのはどのような見通しを持ってるのかを教えてください。

○健康福祉部長 今後、介護保険制度を利用する要介護者の増加が見込まれているため、介
護保険制度を将来にわたり持続できるよう、介護予防の推進や健康寿命の延伸に重点を置
き、要介護状態になることをできる限り防ぐ取組を行っております。また、介護給付の適正
化事業によりまして、適正な介護保険給付に取り組み、今後も高齢者が住み慣れた地域で安
心して暮らし続けられるよう、関係機関と連携しながら持続可能な介護保険制度の構築に
取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○福岡憲宏 今後、医療や介護需要の増加が見込まれる中で、入院期間が減少することも考
えられます。早期に退院される場合の支援というのとはどのようになっているのかをお教え
ください。

○健康福祉部長 入院期間の短縮化が進む中、退院後の生活を支える受皿の整備は極めて

重要であり、退院後の切れ目のない体制づくりに取り組んでおります。具体的には、本市、病院、居宅介護支援事業所の協議により、入退院調整ルールを策定し、入退院時に病院と居宅介護支援事業所間で利用者の情報共有をすることにより、在宅支援に円滑に移行できるという取組でありまして、令和7年度の調整率は全体の84.8%を占めております。また、退院後の受皿としましては訪問看護サービスの充実が必要でございますが、新規参入の事業所も増えて、現在訪問看護事業所は市内に11か所ございまして、増える退院後の受皿としての需要に対応している状況でございます。

以上です。

○**福岡憲宏** 高齢化の進展に伴い、医療と介護の両方を必要とされる高齢者、これは今後ますます増えていくことが見込まれます。特に、入院治療を終えた後の生活をどのように支えていくのかという退院後の受皿の整備、地域医療体制を考える上で大変重要な課題であると考えております。

医療と介護の連携が十分に機能していなければ、退院後の生活に不安を抱える高齢者やご家族が増えるだけでなく、再入院の増加など地域医療全体に影響を及ぼす可能性もあります。

そこで、お伺いいたします。

退院後の受皿を強化するために、医療と介護の専門職間の連携が重要になると思いますが、その取組というのを教えてください。

○**健康福祉部長** 医療と介護の専門職間の連携につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために極めて重要であり、切れ目のない支援体制の充実のため、多職種連携を目的とした会議や研修会を開催しております。研修会において同じ課題に向き合い、関係を構築することによりまして、対象者への支援が連携して円滑に行うことができるようになっております。

今後につきましても、多職種連携を推進し、より質の高い医療や介護サービスの提供に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**福岡憲宏** 市民病院を持っていない本市としては、医療機関との連携というのが非常に重要だと考えております。

よろしいですか。

医療人材確保への支援、設備投資支援など、間接的な役割が極めて重要です。将来、足りてなかったと言われないうちにも、将来の医療需要に対して不足のない体制を今から備える。本市の病床数は、平成25年の737床から現在は654と83減っている状態です。

一方で、高齢化は着実に進んでまいります。高齢化が進めば救急搬送は確実に増加します。感染症が起これば、一気に病床が圧迫いたします。そして、災害はある日突然やってきます。そのときに、ベッドがいっぱいで受け入れられませんということにならないためにも、病院は最後のとりで、ベッドを余って持っているぐらいがちょうどいい。市民の安心とは、

いつでも医療が受けられるという確信です。その確信を支えるためにも、市内の病床数確保、病床拡充に向けた取組というのを要望いたします。

今日は、市民の財産と命を守るというテーマでお話をさせていただきました。

これ今からお話しする具体的な話なんですが、これは市民さんから了解を得てお話をさせていただいております。

先日、相談があったわけなんです。私に、福岡さん、相談があるんで来てほしいということで、自宅にお伺いいたしました。そのときに、その市民さんから、いや、先日福岡さんから紹介された人を介してIPOの抽せん権利が当選したんですと。ただ、金額を間違ってしまったから、その取消しをしたいというふうな相談だったんですよ。

まず、IPOというのは、株の公開する前の買える権利というものです。たまたま当たるんですけども、なかなか抽せんでも当たるものではないんですが、非常に高額な買う権利を当たったということで、その金額が非常に大き過ぎるから、どうしても買えないから福岡さんに取り消してほしいという内容だったんですよ。

ここで、まず最初に、いや、ちょっと待ってくださいと。私は、その人は知りませんよと、紹介をしませんよという話をしたんです。そうすると、いやいや、見てくださいと。福岡さんのDMが来てますよと、直接メッセージが来てますよという僕の写真が使われてるやつなんです、スペルが少し違うんです。僕の名前を語っている偽物なんですよ。

偽のインスタからその市民に直接ダイレクトメッセージがあって、そして投資しませんかということ。さらには、LINEのほうに誘導されるんです。そのLINEで起こってることは、みんながもうかった、もうかった、もうかった、もうかった、こんなLINEがいっぱい来ると。じゃあ、福岡さんの紹介の手前もあるし、ちょっとやってみようやったら、数日はちょっともうかっているんですよ。ちょっともうかるなら、じゃあやろうということで、IPOの抽せんがありますよ、やりませんか、やってみますとって抽せんを申し込んだらしいんです。そして、申し込んだら当選しましたと突然来て、そこからはお金を振り込め、お金を振り込め、お金を振り込めというメッセージばかりが来るんです。その人は、真面目な人だから、当選したんだからお金を払わなければならないと。毎日のように催促が来て、毎日のように払わなければならないと。しかも、払う先は場所が全然違うんですよ。例えば、福岡であったり、九州南部であったり、北海道であったり、東京であったりと。その口座の支店がどんどん違う、口座振込の名前も全然違う。でも、何かもうかっているし、いいかという感じでやってしまったそうなんです。

その相談を受けたときに、いやいや、私はメッセージ送ってませんし、これスペル違いますよと。そして、お金振り込めって、おかしいですかっていうことをお話しして、いや、これおかしいとなって、一緒に香芝警察署に行って、口座の凍結、さらには被害届を出したというふうなことをさせてはいただきました。

ここで、皆さんにまずお話をしたいのは、私から何かの投資にお誘いをするのはごさいません。まず、これはしっかりと覚えておいていただきたい。これ、私からもし送られてき

たら偽物です。さらに、ちょっとだけ香芝・王寺のほうにも何か私を名乗るところからメールがたくさん届いてるというのをちょっと聞きました。謎のメールが届いてるらしいんですけども、私なら直接お伺いしてお話をしますと。

そして、詐欺ということは、本当に身近で起こっていると、緊急事態なんですよ。自分だけは大丈夫というふうに思わず、気になることはすぐ相談する。ただ、相談するとき自分がだまされてるから恥ずかしいというふうに思う、こういう気持ちが表れるかもしれません。でも、違うんですと。悪いのは詐欺師なんです。だましてるやつが悪いんだと、そういうふうなことを思って、しっかりと対応していただきたい。他人事ではなく、本当に身近で起こっていることである。そして、皆様、本当にご注意していただきたいと思います。

さらには、前の委員会でも少しお話をしましたが、市からの注意喚起、これぐらいの詐欺が起こってるんだということをしっかり注意喚起していくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。